

(木村企画調整室長) これから意見交換を再開させていただきたいと思います。これまでの各市町さんからのお話の中で、質問的なこともいくつかありましたので、まず、それに対して農政局側から少しご説明を補足させていただいて、足りないところがありましたら、またご意見等をいただくという形で進めていきたいと思います。

広範な分野になりますので、まずは品目横断対策、これを中心に進めたいと思います。もし、私の聞き漏らしがありましたら、後程ご質問いただきたいと思います。何点かありまして、一つは、対象となる、ならないで、コミュニティを崩壊させることにもなりかねないというお話。これは妙高市の方からありましたが、例えばそういう対象となる、ならないの問題。それから、これは上市町の方だったと思いますけれども、どんどん価格が下がって行って、米価がこれ以上下がって行って、そもそも経営が成り立たないようなところまで下がっていくようなことも考えられるが、この対策でその辺はどのように盛り込まれているのかと。このようなお話。それから、あわら市の方からいただきました、小さな集落ですね。3分の2で20ヘクタールを下回る、こういう小さな集落を何か救っていく方法はないだろうか。あるいは、相続税の納税猶予が切れてしまうという問題、これにどう対応できるのかと。こういったお話がありました。

この辺につきまして、生産経営流通部の林部長の方から、まず補足的にお答えいただきたいと思います。

(林生産経営流通部長) まず、品目横断的な経営安定対策ですが、もらえる人とももらえない人が出てきて、集落に亀裂が生じてしまってコミュニティが壊れてしまうことにもなりかねない。そういったこともありますので、やはり集落内ではよく話し合いをしていただきまして、例えば集落全体でもらえるような形を作るとか、あるいは数戸の農家で共同で法人化するとか、そういった形で、もらえるような形を作っていくというようなことを話し合われると。その一方で、それでもやはり難しいというような話がありまして、コミュニティが壊れてしまうのではないかというお話がありました。これについても、農地・水・環境支払いと地域でうまく組み合わせた使い方、それをうまく使っていただきまして、要は、生産の方はある程度規模の大きい農家の方に担っていただきつつ、集落で農地とか水を守っていくと、あるいはコミュニティを維持していくということについては、そちらの農地・水・環境の方のお金をうまく使うような手立てを考えていただきたいなと考えております。

それから、米価が下がったらどうすると。そのままいくと経営が維持できなくなってしまうというようなお話がありました。米の方につきましては、これも冒頭の方でご説明がありましたが、米は高い関税をはって外の影響を極力排除すると。外からの影響を排除して、内側、国内だけの需給条件で価格が決まっているという状況があります。従いまして、そこはやはり生産調整を確実に実施していただく。それによって米価を維持していく努力がまず第一に必要だと思います。

その一方で、経営の低コスト化、効率化を図っていただきたい。そのためにはやはり農地の利用集積とか、あるいは集落全体で規模をそろえて、規模をまとめて実施するとかいった形で、ある一定以上の生産規模を実現していただくとともに、市町村の皆様方からお話がありましたが、要は直播とかいったより効率的な生産技術を導入していただく。あるいはもう一つ、付加価値の高いものを作っていただくと。それは米ばかりではなくて、他の米以外のいろいろな作物があります。まさしく地域特産作物を作っていこうというようなお話もありました。そういったものを産地づくりの交付金なんかも活用して、そういったもので付加価値の高いものづくりをこの機会に同時に進めていただければというふうに思います。

それと、小さい集落で、なかなかその中で3分の2集積しても規模が確保できないというようなお話がありました。それにつきましては、雪だるまパンフ、皆様のお手元にあるかと思いますが、この15ページに農地の少ない場合の特例というようなものが書いてあります。基本原則は認定農業者の場合は4ヘクタール、集落営農は20ヘクタールですが、普通の地域だとおおむね8割ということで、実は64%まで軽減可能です。さらに中山間地域の場合は基本原則、集落営農の場合は20ヘクタールですが、その5割、つまり10ヘクタールまで緩和することが可能な仕組みになっています。その考え方なのですが、特例基準の定め方ということで、15ページの下半分に書いてあります。要は、基本原則に当該市町村の格差率を掛けて計算いたします。その格差率というのは、その下に注1ということで書いてありますが、全国1集落当たりの田畑の平均面積ということで、都府県の場合は25ヘクタールに対して、当該市町村の1集落当たりの田畑の平均面積ということで、市町村の平均面積との比率で下げることが可能になります。

その単位ですが、基本的にはこの分母は市町村単位で決めるわけですが、その次に、都道府県知事の見解によって、旧市町村単位、あるいは集落単位として設定することも可能となります。従いまして、16ページの方をご覧くださいましてC町の例を見ていただき

ますと、いちばん下の旧 e 町の格差率、そこのところは 15 ヘクタールだとしますと 60 % までになるわけですが、認定農業者の場合は下限がおおむね 8 割ということで 64 % までなので 2.6 ヘクタールまで緩和することができますし、集落営農の場合は 6 割ということで、12 ヘクタールまで緩和することが可能になります。従いまして、こういった特例を有効に活用していただければ、小さな集落でも対応することが可能になってくるのではないかと思います。

それで、こういった考え方につきましては、これは先程あわら市長さんからご質問がありました。今、福井県の中でも検討してまして、1 月中に県庁と市町村とそれについて具体的な話を行いたいということで聞いております。

(竹原農政局次長) 今の話にちょっと補足しますと、福井県さん、実は私、今週県庁の方に参りまして県の幹部の方と打ち合わせをしたのですが、今申しました特例で面積を下げるということについて、県庁の方でその方針でやる。これは一斉に各市町村にご説明をしたいので、今月中に説明の機会を設けるというようなことを言われておりましたので、まだその話が恐らくいっていないのでご懸念の面があるかと思えますけれども、それはまたお聞きいただければありがたいというふうに思います。

もう 1 点、あわら市長さんから、例の相続税の納税猶予の話がありました。実はこの話は具体的に私どもも県庁も含めて、こういう事例があるという話をお聞きしましたが、相続税の猶予というのは、自分で農業を営んでいるという条件のもとでの本当の特例だということで、税制上、これをねじ曲げるということについては、税制の大原則を変えらるということ、これははっきりいって無理だというようなことです。これは県庁の方も、そこはよく説明しないといけないねというようなことを言っておりました。

ただ、ちょっと話は込み入りますが、法人化というのは全く経営が変わってしまいますからそういうことになるのですが、任意の組織の場合は税務署の判断でそこのところがいろいろ変わってくるというようなことはあるそうです。ただ、あわら市長さん、恐らく胸のうちでご発言されておられる件につきましては、どうもお話を伺ったところ、そういうことであるのであれば、そこを持っておられる農家の方は、法人に入らずにするというような対応でやっておられるということも聞いております。そういうような形で進んでいけば、それぞれの利害とうまく合致しながら進んでいけるのではないかなというふうに考えております。

(木村企画調整室長) 私の方で今4点ばかりお答えしたわけですが、先程の中でご質問等ございましたら、また、言い忘れた点、あるいはこれから追加して言いたい点、どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。とりあえず最初は品目横断、米対策、こういったところを中心にしばらく意見交換をしたいと思っておりますけれども、どなたからでも結構ですので、どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。

では、越前町さん。

(福井：関越前町長) 越前町から3点ばかりご質問したいと思います。

まず第1点は、麦・大豆などにつきましては、過去の実績に基づいて支払われることになっておりますけれども、新たに麦・大豆の作付けに取り組もうとしている農家に対して、あるいは集落に対して、どのような説明をしたらよいかというのが、第1点です。

それから第2点は、基幹3作業の受託に伴う大型機械の購入に対しまして、何か補助なり対策をお考えになっているかということ。

第3点目は、転作組合などでは耕起・播種については組合員の機械で、また収穫についてはJA委託を行っているのですが、この場合に基幹3作業の要件から外れるわけですが、このような場合にはどういうふうに対応するのか。

以上の3点です。

(木村企画調整室長) では、生産経営流通部長の方から、お願いします。

(林生産経営流通部長) 麦・大豆は、過去の実績ということなのですが、6ページに品目横断的経営安定対策のイメージがあります。水田作のところを見ていただきますと、麦・大豆について今後ですけれど、ゲタについては過去の生産実績に基づく支払いと当該年の生産量なり品質に基づく支払い。この二通りがあります。過去の実績に基づく支払い、これを私どもは「緑ゲタ」と、当該年の生産量なり品質に基づく支払いを「黄ゲタ」と呼んでおりますが、「黄ゲタ」につきましては当該年の生産量なり品質に基づいた支払いがなされますが、確かに「緑ゲタ」の過去の実績に基づくところはやはり過去の実績が効いてきますので、今までの実績がない場合は対象にはならないということになります。ただ、そういった実績を持っていて生産をやめる方、そういう方と一緒に組織を作るとか、そう

というような対応が現実的な対応になってくるのかなというふうに考えております。

(富山：伊東上市町長) 今の話は個人のものなのですか。その地域として大体一定の量は分かるでしょう。今の話は個人の場合でなくても地域で大体データは分かるでしょう。それを加えればいいのではないですか。

(林生産経営流通部長) やはりそれぞれそれを今まで出荷していた実績というものが効いてきますので。

(富山：伊東上市町長) だから、新しい制度を作るわけですから、過去にやっていない人もいるわけです。だから、その人がやっていなくても、その地域でやっているのだから、そういうのに当てはまらないのではないかということです。

(林生産経営流通部長) ですから、要は権利が継承されるかということになります。

(富山：伊東上市町長) それは地域ごとにやってもらわないと困る、町村単位で。大事なことですよ。

(井出経営局長) 何で国際的に緑になるかということでした、これは今我々がやっております麦作経営安定資金とか大豆交付金というのは、まさに収穫量に応じて助成がされますので、これは生産刺激的な助成だと。つまり、たくさん作れば作るだけお金がもらえるので、頑張れ、頑張れという助成金ですから、これは国際協定上は黄色ということで、削減対象になります。つまり、国際社会では今、生産刺激的な国内助成をするのは悪だということになっています。これはなぜかということ、つまり低開発国で農業でしか生きていけないような国がたくさんあるのに、お金持ちの欧米諸国、日本のようなところが、お金にあかして国内助成をして実際はコストの高い農産物をどんどん増産すると。そのことによって国際市場を狭めているというふうな批判を受けているわけですから、これは日本だけではなくアメリカもEUも批判を受けているわけです。

ですから、我々はできるだけ今やっています助成制度を黄色ではなくて緑にして削減対象から除いていかなければいけない。そういう観点からやろうとしているわけですが、こ

れについて緑になるためには、やはり「生産刺激的でない」というふうにいわなければいけません。そのためには、過去の一定期間の生産実績をとりまして、それは固定化をして、それ以上作っても作らなくても、それは権利としてあるんだと。極端なことを言いますと、従来麦や大豆を作っていた方が今後一切麦・大豆を作らないと、別のものを作ると、野菜を作るということでも、この緑の部分はもらえるわけです。ですから逆にいうと、そういう農家が今までは麦・大豆を作らないとお金がもらえないと思っていたのだけれど、麦・大豆は実際はあまり金にならないというふうにお考えになれば、自分はいろいろな能力もあるので、ハウスを建てて野菜を作るとか、そういうふうにしたんだと。でも、この緑の部分は半未来永劫的にももらえるんだと。それはあらかじめ計算できるわけですから、それを頭に入れて経営を転換していくということが可能になるわけです。また、そういうこともこの制度というのねらっているわけです。

そのために生産実績というのはいくらでもその人がいくら作っていたかということによるわけですし、これは国際約束上、地域全体で100作っていたのだから、例えば担い手にならない人が50作っていて、その50の分も自分の取り分にして、100作っていたことにして、100だけ金くれということは、これをやりますと緑にならなくなってしまいます。つまり、その人にとっては50しか作っていなかったものが100分金がもらえるということですから、それは「生産刺激的でない」ということにはならないものですから、そういうわけにはいかない。林部長が言いましたのは、そこで一計を案じれば、まさに個人がばらばらに作っていたものを集落営農組織に集約するときには、それぞれが持ち分を持っていたわけですから、その持ち分を持って集落営農組織に集まってくるから、その分が死なないで全部活用できると。そういう面で集落営農組織というのは、個人が規模拡大していくよりも、この制度の中では非常に具合のいい農業のやり方と、お金をもらう面でも具合のいい農業のやり方ということもできると思うのです。ですから、そういった点も集落の中で営農組織を作った方が得だということに、是非説明をしていただければいいと思います。

ただ、我が国の場合には、先程もお話が出ていますように、4ヘクタールで農業で飯が食えるはずがないわけです。これは我々も米価がまともだったときから計算しても、少なくとも8ヘクタールか10ヘクタールぐらいないと食っていけないだろうと。将来はそうやってほしいんですが、5年後、10年後にそういう規模に到達できる人ということになると、やはりある程度基盤がないと無理です。今1ヘクタールの人に5年後10ヘクタ

ールになれといっても、そんなのありっこないので、そういうことで線を切っていますから、4ヘクタールの方がさらに規模拡大をしてもらわないと困る。そうしますと、アメリカやEUのように過去面積払いに緑一色にしますと、みんな何もやりません。だって、寝ていてもお金をもらえると決まるのですから、何も一生懸命作る必要はないわけです。そうなっても困るので、やはり努力する人には報いなければいけませんねということで、黄色がどうしても残ってしまう。この緑と黄色を組み合わせざるをえないというのが、日本型の直接支払いだといっているゆえんでして、ある意味では徹底していないということにもなるのですが、そういう両面があります。

そのおかげで、先程ご質問があったように、実績ゼロなんだけれども、これからやってみたいという人にも一定割合はあたる。それが具合が悪ければ、今申し上げたように、集落営農を組織化して、過去の実績をそこに集約しまして、実際に作っている人はその集落の中の一定のオペレーターになっているような方であって、他の方は実際には作っていない。前は他の農家がみんなばらばらに作っていたのだけれども、集落営農になってからは実際は特定の人を作っていて、他の人はお手伝いといいますか、先程言いました、水回りの管理とか雑草を刈ったり、そういうことをやっておられて役割分担をしていると。その役割分担をするのを上手に組み立て直せば、変な話ですけども、先程の資源環境払いの対象になると。こういうことでよく説明しないと分からないと思うのですが、かなりいろいろな面に配慮して、国際関係でもOKになり、国内でも今まで作っていた人、これから作りたい人、いろいろな人がいるわけですが、そういうのを集落営農という形にまとめ上げると両方がうまくいくと、こういう形だと思っていただきたいと思います。

(富山：伊東上市町長) 決定的に違うのは、今の話を聞くと作った量の話ですね。私たち、今、頭の中にきたのは、大体一集落、上手な人も下手な人もいるけれども、1反当たり何俵取って、どれだけの金を取っているかというのが分かるんですね。そういう話かと思ったら、実際に売った量なんですね。

(林生産経営流通部長) 把握できるのは、売った量から把握できる。

(富山：伊東上市町長) ですから、売った量が基礎になるわけですね。反収ではないんですね。

(林生産経営流通部長) 反収でないといえますと？

(富山：伊東上市町長) 要するに反収でも量でも何でもいいんですが。

(林生産経営流通部長) ですから、面積というものは、それが証明するものがないので。

(富山：伊東上市町長) もっと簡単にいいますと、Aという集落が10町歩あった、Bという集落が20町歩あった。ここでは話し合いの前に麦を作っている人がいた。そうなるけれども、Aという集落にはいなかったと。すると量も何もなく、全く黄色の分になってしまうんですね。

(林生産経営流通部長) そういうことです。

(富山：伊東上市町長) こちらの場合は、例えば反収いくらあったから、それをもとにするのではないので、作った量をもとにするわけですね。それは私の考えと決定的に違うわけですね。間違いを起こす。

(井出経営局長) そういうこともあって、麦には間に合わないかもしれませんが、今、全国農協中央会は、18年産を過去面積払いの対象にしてくれと。つまり、これから努力する分を、若干あれなんですけれども、過去面積だから本当は過去なんですけど、これから18年産に向けて例えば大豆を作るとか、そういうようなことについても、それを計算の基礎に入れてくれという要求もきています。我々が今考えていますのは、少なくとも過去の特定の年をとると豊凶変動もあったりして個人差があり非常に不公平になりますので、やはり過去3年とか5年のデータをとって、その平均値を過去の対象にするというのが基本だなというふうに思っておりますが、18年を入れるかどうかということについては、これはよいこともあるけれども逆に悪いこともあるんですね。例えば18年が不作になったりするとどうなのということもありまして、これは早い段階でこうしようと言った途端に不作がきてしまったりすると、またえらいことになってしまうので、果たしてよいことなのかどうかということでも今悩んでいますけれども、少なくとも過去の一定年間

の平均をとって、これが実績だというふうにはするんだろうなと考えています。

(富山：伊東上市町長) 実績ですけれども、実績は町村の平均値とみなすか、出た量で該当しないものはやらないという考えかということの認識をきちっとした方がいいですよ。そうすると平均値ではないので、そのところで過去に出た量がもとなる。特に過去3年間のものがデータになる。ですから、新たに集落営農をやらないかということでやったけれども、全くそこに麦だとか大豆をやっていなかったというのは対象外であります、こういうことですね。

(井出経営局長) 非常に大切な点だと思いますので、そういうことははっきり早めに言った方がいいと思います。

(富山：伊東上市町長) 現場いきあたりますよ。

(井出経営局長) これから他のことは。あと二つあったのではないですか。

(竹原農政局次長) もう一つは、越前町長さんからのお話。集落営農で、米と麦作もやっている。収穫作業だけ専用の機械が要るので、どこかの別の担い手の人に作業を頼んでいる。そういったケースでは、主要3作業をやったとみなされないから集落営農の麦作というのは面積にカウントされないのではないのでしょうかという、そういうご質問ですか。

これは、ちょっとここは悩ましいところです。専用の機械でやった方が麦収穫がよいに決まっています。頼まれる時には、ここの農地のこういう部分のこういうやつをここからこういうふうな順番で段取りで作業してくれということで、経営の主宰権は全部集落営農が持っておられる。ということは、要するに仕事の請負をしているということにも解釈できるとは思います。課題と考えております。

(福井：関越前町長) 要するにJAから収穫だけ頼んでいる。その場合に、例えばその機械をリースで借りてやらなければ3作業に当てはまらないかどうかということです。JAに委託しているということ。受託面積というのは3作業が三つそろわなければだめなんでしょう。そういう意味で。

(竹原農政局次長) これは基本的には収穫の部分だけ頼んでいるという、そういう解釈になりますね。ここのところは考え方の一つとしては、これは3作業のうちの一つを委託しているというのではなくて、作業の一つを請け負ってもらっていると、こういう考え方にもなるのかなという感じがするんです。正直言ってここのところは、今、首をかしげられましたが、井出局長、ちょっとお助けをいただけないのかなという気がいたしますが、事情は、再度言いますと、集落営農で米・麦を作っています。小麦の収穫については、米のコンバインではうまくいかないの、他のところに頼んで、他の機械を使って刈り取ってもらっていますと。そういった場合は、その集落は麦を営農しているというふうにカウントできるのでしょうかということですね。ちょっとこれは難しいところがありますけれども。

(涌野農政局長) 明日、あわら市での会合の際に、この問題が出てくるだろうと思っております。実は今夜、経営局長と相談しようと思っていた問題であります。この場ではちょっと明確な回答は難しゅうございますので、時間をいただきたいと思っております。

(福井：関越前町長) もう1点は、基幹3作業の受託に伴う大型機械の購入ですね、これは何か補助金みたいなものは考えていらっしゃるのですか。

(林生産経営流通部長) 要は集落営農の育成確保緊急整備支援という新規予算が今回要求されているところであります。その中で農業用機械の整理合理化計画を作って、農業用機械の査定処分を行った場合、計画に基づいて中古農業機械を買い上げリースとか、あるいは高性能農業機械を新規導入する場合に助成を行うというような新規予算が今回新規要求ということで概算決定に今載っているところです。ちょっと細かい内容は今後担当者会議等を開きますので、そういった場所でもたお伝えしたいというふうに考えております。

(井出経営局長) 作業受委託については、今回初めて、一部には農地法の脱法行為ではないかというような声もあったんですけども、作業受委託がこれだけ、特に東海地方とかこちらもそうなのですが、かなり進んでいて、作業受委託中心に規模拡大されている方が非常に増えてきていると。これが地域で非常にりっぱな農家なんだということを認めら

れていると。そういう人を外すと愛知県あたりではりっぱな農家がいなくなってしまうというような要望もあって、かなり難しい論理構成だったのですが、作業受委託も経営面積に含めますと。ただ、部品だけやっておられると、これはどっちに主宰権があるのか分からないので、主宰権はどっちにあるのということで、受託側にあるというためには、やはり基幹3作業を受託していることが必要なのではないかと、そこが接点ではないかということになっていますので、今のお尋ねは、さてどうしたものかなとよく考えさせていただきますが、さらに、これも私、よその地域から言われていて今悩んでいるのですが、基幹3作業というけれど、例えば肥培管理とか、それからその後の乾燥調製とか、基幹的な作業としてはまだあるよと。そういったものは全然カウントされずにその三つだけで判断するのということも九州のある県からも今言われていまして、そういったことも含めて、初めて認めるものでありますので、各方面から、ちゃんと主宰権が受託者側にあるということの説明できるようなものでなければいけませんので、今のご質問も、一つのご意見として承りまして少し考えさせていただきたいと思います。

(福井：関越前町長) ありがとうございます。

(木村企画調整室長) 時間がだいぶ少なくなってまいりましたので、今、品目横断をやっておりますが、環境の方でも、羽咋市さんの方から、ため池を中心としたお話等がありましたので、それについて整備部長の方から。

(上田整備部長) 老朽ため池なのですが、大体集落、山沿いのところでは、昔は天水ですからため池というのは残っているんですね。それについては、最近では防災の関係、安全安心ということから、老朽ため池の整備事業等いろいろな事業を活用していただいています。ただ、これはやはり地方財政の問題等もあって、要望は多いけれども事業化に結びつかないという点もあるのは確かです。国としては、何とか予算については確保できているとは思っているのですが、要望等については、地方財政の問題がクリアさえできれば対応できる部分があるのかなというのが一つです。

それから資源保全とのかかわりですが、集落農家だけではため池の保全管理が非常に難しい。点検にしても、整備、簡単な補修にしても。今回の資源保全の施策の中では、今回農家だけでなく、あるいは集落だけではない、多様な主体の参画というのも含めていまし

て、例えば棚田のオーナー制度の話がありましたけれども、他から都会の人がいろいろなイベントの際に参加していただくという形。あるいはNPOの団体とかが環境保全、あるいは生態系の保全ということで、ため池に非常に関心を持っているという場合には、集落の活動の中にそういう方々の活動も計画していただくことができます。そうすると、労力、共同活用の面でも、費用の面は確かにありますけれども、いろいろな人が来てもらって活動自体が活発化するというようなメリットも出てくるかと思えます。

それから資源保全の関係では、日頃の点検とか簡単な補修までできますので、助成金を活用して簡単な補修まではできるかと思えます。

それからもう一つは、19年度以降、ステップアップという検討も実はしてまして、「考え方について」という資料の34ページなのですが、これの一番後ろ、「地域の取り組みのさらなるステップアップへの支援」というのがあります。資源保全施策は今のところ基礎的な共同活動と環境保全など、いろいろな取り組みを組み合わせた活動をイメージしているのですが、さらにステップアップして地域としてもっと高度な取り組みを実践していこうとする場合には、これに何らかの評価を今後加えて、さらに一定の支援を考えていこうという方向も示されております。ですから、先程の面積要件の反当たり2200円という国の支援の話がありましたけれども、ステップアップ活動については、これとは別の支援が今後検討されることとなります。それについては18年度はモデル地区で実験事業が始まりますので、そういう中の活動実態等の分析調査が基本になってくるのかなと。あるいは、いろいろな自治体の方からの意見もいただいて今後決定されていくのかなという感じがしております。

それから、単価の話が出ました。反当たり水田2200円という関係ですが、今の同じ資料の26ページ、支援水準というのがあります。右の半分に、「国による支援の水準」というのがあります。実はその上の枠の中に、「支援水準は、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量をもとに、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定」とあります。実は国、地方、農業者の役割分担のイメージとしては、1対1対1ということで、国の支援というのと地方の支援というのは1対1だと。ですから、2200円は国からの支援。地方は、同じ2200円を県と市町村で例えば半分ずつ支援いただくようなイメージで、地元には合わせて4400円ということになります。ですから、先程の羽咋市長さんの試算でいくと、ちょっとそれでは足りなくて倍になるのです。それで、農業者という部分については、これは直接地元の方が活動してもらおうという評価で国と地方と

農業者の1対1対1ということになっています。

先程来、単価については非常に高いのではないかという話もありました。実は地方の支援というのは義務づけではないのです。義務づけではないのですが、一部お話にありましてとおり、中山間地域直接支払いと同じように国も出す。また地方も出していただきたいという関係をお願いをしまして、お願いばかりではだめなので、総務省に対して地財措置をお願いをしているところです。ただ、先程来、あわら市さんからもありました。組み合わせについて有効に活用していただいて、営農の部分と農地とか水を守っていく活動の部分ですね、施設の長寿命化にもつながる、地元の人が施設を強い思い入れをもって大事に見るといようなことにもつながっていきますし、また、共同活動の話し合いの場というのは非常に大事かと思えます。いろいろな話し合いの場にもつながっていき、担い手の育成にもつながっていく、集落営農の法人化にもつながっていくということになれば非常にありがたい話で、ぜひそういうふうにも使っていただきたいということです。

それから、あとはほ場整備の関係とかがありました。実は福井県と富山県はほ場整備の整備率が非常に高い。昔から取り組んでいただいています。逆にいうと、その分、今回対象にしているような農地周りの施設について老朽化しているところもあります。それについては、今、いろいろな制度がありまして、例えば元気な地域づくり交付金の制度の中での基盤整備促進のような、ちょっとした補修もできるような、事業交付金も用意されておりますし、また、今回、集落営農をまとめるためにいろいろなほ場で少しずつ手を入れれば全体の農地の集積、流動化につながっていくような、そういうふうな制度も新しくできましたし、従来からもそういう観点の事業が多くありますので、ここは県の出先のところにも相談していただいても結構ですし、私どもの担当課の方にお話をいただいても結構です。これはぜひ活用していただきたいと。ただ、一方で、財政問題、国としては正直なところ予算確保はできていると思っているのですが、県の財政の問題等ありますので、是非県の方にも要請方お願いしたいと思っております。

(木村企画調整室長) では、残り時間もだいぶ少ないのですが、まだ言い足りない方、どうぞ。

(富山：伊東上市町長) 今の話で、どこか町内、集落に入るわけですね。その時に結構大きな金になりますね。その時に国県補助金のついたものを地元負担に使っていいのです

か。やはりそれはだめなのですか。要するに、国県補助金のダブるという問題については、大丈夫なのですか、だめなのですか。例えば農地改良の維持管理事業を地元負担に使ったり、やはりだめなのでしょうか。

(上田整備部長) そこは、いわゆる共同活動の経費ということですので、逆にそういう部分が押し出すことによって、そちらの方が軽くなるというふうな認識を持っていただければよいかと思います。直接活動もなくというのは、市町村との間では地元は協定を結んでいただきますので、協定のチェックということを是非市町村の方にもお願いしたいと思います。そこはよろしくをお願いします。

(石川：橋中羽昨市長) 今の関連でもう1点だけ。直接支払いの補助金ですね、農家と生産組合に入りますね。これは例えばため池のいろいろな規模がありますが、いわゆる改修を行うということになると、例えば500万円かかったと。そうすると、単年度でできないと。そうすると、支払金、補助金というのは単年度で使わなければいけないということになるわけですが、3か年分を積み立てて補修するんだと、こういう考え方はできるのでしょうか。過去に担い手の制度の前に21世紀型というのは確か2年間ありましたが、そういう対応がとられているかと思うのですが、そういう措置があるのかどうかということです。

(上田整備部長) 資料の25ページをちょっと見ていただきたいと思います。まず最初に、直接支払といいますか、農家には入らずに、これはいわゆる活動組織にお金が行くんだと。それはどこからかということ、地域ごとに地域協議会というのを作ってもらって、その地域というのは、例えば新潟ですと、振興局単位で作るような考えがある。富山県ですと、先程言いましたけれども、町村単位というのですか、全部で将来15と。そこに国からの資金が流れ、それが地元の資金と一緒に地域の共同活動のために流れますから、農家個々には流れません。

それから、ため池の例が出ましたけれども、ここの共同活動というのは、25ページの絵に描いてありますとおり、いわゆる水路でいうと江ざらい、農道の砂利補充、それから簡単な点検、そういうことを含めて維持管理の活動の計画を作ってもらおう。ここは必ずやってもらおう。その他に、例えば一番上にありますとおり、もう少しきめ細かな補修に向け

た計画を作る。実践として、右の方にあります、ゲートの保守管理、破損部分をこまめに補修。これはいわゆる施設の長寿命化。ねじが壊れたから止めるとか、ちょっと壊れたので1本ぐらい取り替えるとか、そういう簡単な補修をイメージしています。ですから、事業ということとは全く別でして、事業が必要になれば、県営の事業なり、ため池の事業を使っていたかということになります。

それから、先程の21世紀型の場合は、かつてのほ場整備の制度として集積をする、担い手に集積をするという条件で、その集積のための活動、集積が成績がよいと、いわゆる農家負担金がかかるようなソフト事業との組み合わせがありまして、そのイメージが市長さんのところに残っているというようなことだと思います。今のところ、ここは事業というよりも、例えばほ場整備が終わった後に、県営のほ場整備をやった後の施設を地元へ譲渡して、管理は地元でやってくださいということにする。その任された農道、耕作道、用排水路について地元の人がしっかり点検をして、ちゃんとこまめな補修をやっていきましょう、共同活動をやっていきましょう、来年の作付けに向けていろいろな水の計画等、あるいは施設の管理もやっていきましょうという部分だと思っています。それによって、補修の期間が長くなる。長持ちさせる。そういうメリットをぜひイメージしていただいて、単価が高いというお話もあちこちで聞くのですが、まず18年度実験事業をやりまして、その中でいろいろな意見もいただきながら、要は、活動の中身が勝負だと思いますので、よろしくをお願いします。

(石川：橋中羽昨市長) 分かりました。しつこく申しましたのは、私ども小さい市ですが、130か所ほどのため池があるわけございまして、こういうふうないろいろな制度を活用していきたいと、そういう思いもあったものですから、しつこくて申し訳ございません。ありがとうございました。

(木村企画調整室長) 時間も押し詰まってまいりましたが、この際、大綱にかかわらず、こういう場で一言言っておきたいとか何かそういうものがございましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。

(石川：橋中羽昨市長) 羽昨市です。お手元に、こういうパンフレットがあるかと思えます。先程妙高市の市長さんもお話しされてましたが、農産物のブランド化ということで

羽咋市は神子原米というものを取り組んでおります。また後程ご参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(木村企画調整室長) それでは、よろしゅうございますでしょうか。

では、長時間どうもありがとうございました。これで、市町村長懇談会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。